

【身体障害者手帳の詳細】（平成30年3月1日時点）

■対象者

対象となる障害は、次のものです。

- 視覚障害
- 聴覚障害
- 平衡機能障害
- 音声・言語障害
- そしゃく機能障害
- 肢体不自由
- 心臓機能障害
- じん臓機能障害
- 呼吸器機能障害
- 膀胱又は直腸の機能障害
- 小腸の機能障害
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- 肝臓の機能障害

■利用方法

手帳交付を受けるには、申請書に診断書等必要書類を添えて、お住まいの市区町村の障害福祉担当窓口（区市の福祉事務所、町村の身体障害者福祉担当課）へ申請します。

■申請時期

対象者に該当したとき

参考：厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_shahukushi/shougaishatechou/

東京都福祉保健局ホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/shinshou_techou/